

指定特定施設入居者生活介護及び

指定介護予防特定施設入居者生活介護
運営規程

有料老人ホーム ウェルファ豊丘

ボンウェルフェア株式会社

第1条 ボンウェルフェア株式会社が開設する有料老人ホーム『ウェルファ豊丘』指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所の従業者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画等」という）に基づき、利用者が当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所名称及び所在地）

第4条 事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ウェルファ豊丘
- 二 所在地 速見郡日出町大字豊岡 6323 番地
- 三 西座 くに子

（従業者の職者、員数及び職務内容）

第5条 従業の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
管理者は、事務所の従業の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人（常勤1名）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 看護職員 2人以上（常勤2人以上）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

四 介護職員 **16人以上（常勤換算）**

介護職員は、利用者の人身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

五 機能訓練指導員 **1人以上**

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善は又維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 **1人以上**

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画等を作成する。

（入居定員及び居室数）

第6条 指定特定施設及び指定介護予防特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 **56人** 二 居室数 **51室**

（指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第7条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (2) 健康管理
 - (3) 機能訓練
 - (4) 生活相談、援助
 - (5) 利用者の家族との連携
 - (6) レクリエーション
 - (7) その他の支援サービス
- 2 入浴または清拭の介護は、1週間につき原則2回とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じて、その1割若しくは2割の額とする。

- 2 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用については、以下の通りとする。

- (1) 個別的な外出介助 : 1時間あたり 2,200円 (日出)
: 1時間あたり 5,500円 (別府、杵築)
 - (2) 個別的な買い物等の代行 : 1時間あたり 1,100円
 - (3) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助
: 1回あたり 770円～2,750円
 - (4) おむつ代 : 実費
 - (5) その他、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
: 実費
 - (6) 特別食 : 1,650円、2,200円、2,750円
 - (7) ルームクリーニング代
入居時退居時のルームクリーニングの代行 30,000円
- 3 サービス費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 上記の項目については、家族の協力を基本としますが、やむを得ない場合に、上記の金額で代行する。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 利用者の状態によって介護居室又は一時介護室へ移動する場合があります。利用者の心身の状況により、管理者が当該入居者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者又は家族の同意を同意書にて得た場合。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、施設の利用に当たり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。

- (1) 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること
- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品を搬入し、又は備え付けること
- (3) 配水管その他を腐食させる恐れのある液体等を流すこと
- (4) テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量で近隣に著しい迷惑をあたえること
- (5) 猛獣・毒蛇等の明らかな近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
- (6) 政治的活動、宗教的な勧誘及び布教活動を行うこと
- (7) 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告の

活動を行うこと

- (8) 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、敷地内における工作物を設置すること
- 2 利用者は、施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。また、事業者は、他の利用者からの苦情等が発生した場合、その承諾を取り消すことがある。
- (1) 観賞用の小鳥、魚等、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動植物以外の犬、猫等の動物や植物を目的施設又はその施設内で飼育すること
- (2) 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設または敷地内に物品を置くこと
- (3) 利用者の居室の造作、改造を伴う模様替えを行うこと
- (4) 管理規程その他の文書において、事業者がその承諾を必要定めるその他の行為
- 3 利用者は、施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととする。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程その他の文書により定めることとする。
- (1) 利用者が居室を不在にする場合の、居室保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法
- (2) 事業者が利用者との事前協議を必要と定めるその他の事項

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 一 消火、通報及び避難訓練（年二回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(秘密保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第14条 管理者は、提供した特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(苦情処理)

第 15 条 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業者は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

- 2 看護職員または、介護職員をそれぞれ他の従業者と明確に区分するため、勤務表を提示するものとする。
- 3 事業者は、介護サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員の代表などにより協議した上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむをえなかった理由を記録し、身元引受人に報告する。また、監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、ボンウェルフェア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 19 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 事業者は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。
- また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後 6 か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修年 1 回
 - (3) 権利擁護に関する研修年 1 回
 - (4) 認知症ケアに関する研修年 1 回
 - (5) 介護予防に関する研修年 1 回
- 2 事業所は、特定施設入居者生活介護に関する諸記録を整備し保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はボンウェルフェア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(セクシュアルハラスメントの防止)

第 21 条

- 1 職員は、セクシュアルハラスメント（他の者を不快にさせる性的な言動、および職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）に該当するおそれのある次の行為を行ってはならない。
 - ① 相手の意に反する性的な冗談等を言うこと
 - ② 性的な噂、経験等を相手の意に反して話したり、尋ねたりすること
 - ③ ひわいな写真、絵画類を見ることの強要や配付、掲示を行うこと
 - ④ 業務遂行に関連して相手の意に反する性的な言動を行うこと
 - ⑤ 相手の望まない性的な言動により、円滑な業務の遂行を妨げると判断されること
- 2 前項各号に違反した場合は、制裁処分とする。
- 3 セクシュアルハラスメントによる影響の程度が重い場合は、解雇処分とする。

(職場のパワーハラスメントの防止)

第 22 条

- 1 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

以下の行為を行ってはならない。

 - ① 暴行、侵害（身体的な攻撃）
 - ② 脅迫、名誉毀損、屈辱、ひどい暴言（精神的な攻撃）
 - ③ 隔離、仲間外し、無視（人間関係からの切り離し）
 - ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能ことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
 - ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
 - ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）
- 2 前項各号に違反した場合は、制裁処分とする。

- 3 パワーハラスメントによる影響の程度が重い場合は、解雇処分とする。

(育児休業、介護休業等に関するハラスメントの禁止)

第 23 条

- 1 全ての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 職員の育児、介護に関する制度や措置の利用に関し、不利益な扱いを示唆する言動
 - ② 職員の育児、介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
 - ③ 職員が育児、介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
 - ④ 職員が①～③の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為
- 2 前項各号に違反した場合は、制裁処分とする。
- 3 育児休業、介護休業等に関するハラスメントによる影響の程度が重い場合は、解雇処分とする。

(衛生管理等)

第 24 条

- 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会
6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

協力医療機関委託契約書

受託者、サンライズ酒井病院(以下甲という。)と委託者、有限会社九州福祉事業団 ウェルファ豊丘(以下乙という。)は、協力医療機関として下記条項のとおり協力医療機関委託契約を締結した。

第1条 乙は、乙の入居者等の診療について、次条以下を委託し、甲は協力することを約し、これを受諾した。

第2条 乙は、入居者等の病状からみて通院又は往診が必要と認めた時は、甲への通院又は往診を要請し、これに対し甲は、夜間及び休日の診療も含めて逐次適切な診療治療に当たる。

第3条 乙は、甲の入居者に入院の必要が生じた場合には、常にそれに対応ができるよう病床の確保に努める。

第4条 甲と乙は常に連絡を密にし、相互に協力する。

第5条 委託期間は、開設後1ヵ年とする。
但し、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、更に委託期間を1年間延長し、以後も同様とする。

第6条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 18 年 3 月 / 日

甲 受託者

医療法人 下波会
サンライズ酒井病院
理事長 酒井 公樹
TEL 0957-72-8200



乙 委託者

福岡県田川郡大任町大字今任原 3401 番地 116
有限会社 九州福祉事業団
代表取締役 西座 聖樹



協力病院委託契約書

医療法人慈愛会 向井病院（以下、甲という）とボンウェルフェア株式会社 介護付有料老人ホームウェルファ豊丘（以下、乙という）との間に係わる協力病院の委託契約を次の通り締結する。

第1条 甲は乙の運営する事業所の協力病院として訪問し診察を行うものとする。

第2条 甲が診察上の協力が必要な場合、乙の利用者の看護・介護等の個人情報の提供し、互いに協力するものとする。

第3条 この契約は、平成 24 年 9 月 1 日より平成 25 年 8 月 31 日までを有効期間とする。但し、契約期間満了の日を原則として 1 か月前までに甲または乙からの契約解除の通知をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算して契約の更新が行われたものとする。また、診察を必要とする利用者が減少した場合も、甲から 1 ヶ月前までに通知することにより、乙はこの契約を解除する場合があることを承諾するものとする。

第4条 甲は、月に1度(1回)に介護付有料老人ホームウェルファ豊丘に訪問し診察する。但し、規定する日時に訪問し診察できないときは、その日に最も近い日時に変更するものとする。

第5条 甲が介護付有料老人ホームウェルファ豊丘の入所者の健康管理業務を行うに際し、その時間帯については、甲の医師に対して、乙所属の看護師を配置させる。

第6条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

以上の通り契約し、署名・押印のうえ、この契約書を 2 通作成し、甲乙が各自 1 通を保管する。

平成 24 年 8 月 22 日

甲 医療法人慈愛会 向井病院

別府市大字南立石 241 番地の 15

医療法人 慈愛会 向井病院
理事長 向井弘樹



乙 福岡県福岡市中央区天神 3-8-20 エントリービル 2F

ボンウェルフェア株式会社

代表取締役 西座 聖樹



協力医療機関委託契約書（歯科）

医療法人H.E.F しゅんたろう歯科クリニック（以下、甲という）とボンウェルフェア株式会社
介護付有料老人ホーム ウェルファ豊丘、住宅型有料老人ホーム ウェルファ豊丘（以下、
乙という）との間に係る協力病院の委託契約を次の通り締結する。

第1条 甲は乙の運営する事業所の協力病院として診察を行うものとする。

第2条 乙の利用者が入院を必要とした場合は、入院及び他の病院への紹介をするものとする。

第3条 甲が診察上の協力が必要な場合、乙の利用者の看護・介護等の個人情報を提供し、互いに協力するものとする。

第4条 この契約は、令和5年2月1日より令和6年2月29日までを有効期間とする。但し、契約期間満了の日を原則として1か月前までに甲または乙からの契約解除の通知をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算して契約の更新が行われたものとする。

第5条 甲は、ウェルファ豊丘に往診する。但し、規定する日時に往診できないときは、その日に最も近い日時に変更するものとする。
乙の利用者の往診を希望する人数によって、甲乙協議のもと、月に往診する日時及び回数を変更するものとする。

第6条 本契約における委託料は無償とします。なお、乙の利用者が往診及び通院した場合の治療費は施設利用者の個人負担とします。

第7条 この契約に定めのない事項が発生した場合は、甲乙協議の上、双方誠意をもって解決することとします。なお、その際必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上の通り契約し、署名・押印のうえ、この契約書を2通作成し、甲乙が各自1通を保管する

令和
平成 5 年 1 月 20 日
医療法人H.E.F しゅんたろう歯科クリニック

甲
（協力医療機関）

〒874-0923 大分県別府市新港町2番82号
医療法人H.E.F しゅんたろう歯科クリニック
理事長 谷口 俊太郎
TEL 0977-23-7820
FAX 0977-23-7830



乙（依頼者）

ボンウェルフェア株式会社
介護付有料老人ホーム ウェルファ豊丘
住宅型有料老人ホーム ウェルファ豊丘
〒879-1507
大分県速見郡日出町豊岡6323番地
施設長 杉本 博一

